ては、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,250点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷ 施工実績　平成12年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１、求める実績２及び求める実績３に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書（案）の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

① 単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績１

鋼連続鈑桁橋の工場製作

求める実績２

クレーンベント架設工法により架設した最大支間長40m以上ある鋼鈑桁橋の工事

求める実績３

鋼上部工又は鋼橋脚において、板厚50㎜以上の鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

鋼連続鈑桁橋の工場製作

求める実績２

クレーンベント架設工法により架設した鋼鈑桁橋の工事

求める実績３

鋼上部工又は鋼橋脚において、鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

⑸ 特定建設共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

⑹ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ １⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３ 総合評価落札方式に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績と簡易な施工計画の技術提案（改善提案）などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵ 評価項目及び評価指標

㋐ 企業の評価について

評価項目　①　企業体制　品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況

優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方の認証取得済

良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかの認証取得済

可：両方とも未取得

評価項目　②　企業の施工実績⑴

平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績

評価指標　クレーンベント架設工法により架設した、最大支間長55m以上ある鋼鈑桁橋の施工実績

有：施工実績有り

無：施工実績無し

評価項目　③　企業の施工実績⑵

平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績

評価指標　径間数が19以上ある鋼連続鈑桁橋の施工実績

有：施工実績有り

無：施工実績無し

・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。(乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。

㋑ 簡易な施工計画の評価について

評価項目　大項目　④　工事目的物の性能・機能に関する事項

中項目　性能・機能

小項目　品質管理

評価指標　床版コンクリートの品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。※コンクリート配合の変更又は添加剤の追加等が伴う材料自体の変更と発注者が判断した技術提案は不採用とする。

評価項目　大項目　⑤社会的要請に関する事項

中項目　特別な安全対策

小項目　安全対策

評価指標　高所作業における現場従事者及び第三者に対する効果的な安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。